

中標津町インターンシップ事業促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中標津町インターンシップ事業実施要領（以下「要領」という。）に基づくインターンシップ（以下「インターンシップ」という。）に参加する補助対象者の経済的負担を軽減することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付することについて、中標津町補助金交付規程（平成15年規程第6号。以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、要領第1条に規定する実習生とする。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助限度額は次の各号に定めるものとする。

- (1) 交通費（居住地から中標津町までを往復するために公共交通機関（タクシーを除く。）を使用した交通費の実費または職員の旅費支給に関する条例（昭和26年2月28日条例第2号）第5条第4項に定める車賃で、経済的かつ合理的と認められるもの）
50,000円
- (2) 宿泊費（インターンシップに参加するために要した中標津町内の宿泊施設の利用に関する費用の実費。ただし、一泊あたり8,500円を上限とする） 50,000円

2 前各号による補助金の合計額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、インターンシップの終了後速やかに中標津町インターンシップ事業促進補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長へ提出しなければならない。

- (1) 公共交通期間及び宿泊施設への支払を証する書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付申請時期)

第5条 申請者は、前条に規定する申請書をインターンシップ受入終了日から1ヶ月以内に町長へ提出しなければならない。ただし、町長が特に認めたものについてはこの限りではない。

(補助金交付決定の取消等)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金が既に交付されているときは、その返還を求めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。